

4 . 見直しの基本的な考え方

(1) 基本姿勢

【見直し対象路線の考え方】

社会情勢の変化により必要性が低下したり、事業が困難なため、長期にわたって未着手状態である都市計画道路を対象とする。

【見直しの基本姿勢】

見直しにあたっては、次の点を基本に路線毎の方向性を総合的に判断する。

必要性と事業実現性の総合評価 既存道路の有効活用 まちづくりと一体となった見直し

必要性と事業性の総合評価

- ・見直し対象路線について、都市計画道路としての必要性や事業の実現性を定量的・定性的な評価を行い、総合的に方向性を判断する。事業が現実的に困難である路線については、阻害要因を明らかにした上で、線形や幅員の変更も含めて見直す方向で位置づける。

既存道路の有効活用

- ・機能を代替する道路が既にある場合や地区内の既存道路での役割分担等が可能である場合等では、既存道路の有効活用を積極的に行っていく。

まちづくりと一体となった見直し

- ・地域固有の資源を活かし、まちづくりの方向性と連動した道路の見直しを行う。

(2) 見直しプロセス

- ・見直し対象路線について、現在の都市構造との整合性や事業実現性の観点から、必要性を総合的に評価し、計画継続、変更（幅員・線形）、廃止の方向付けを行い、都市計画道路網再編計画（素案）を策定する。
- ・その後、各市町が都市による個別事情に反映し、主体的に再編計画（案）を策定する。
- ・また、再編計画（案）の廃止・変更路線については、住民参加、合意によるフィードバックを行いながら、都市計画手続きを進めるものとする。

各都市の個別事情に応じた見直しを行う

- ・各都市において、歴史、都市構造、都市計画決定状況、整備状況、将来交通需要の伸びなどが異なるため、地域の個別事情に応じた見直しを行うことが重要である。
- ・本ガイドラインでは、見直しの考え方を示すものであるが、再編計画（素案）に基づき、各市町が独自の評価基準を盛り込む等し、主体的に再編計画（案）を策定することが基本である。

住民参加・合意のプロセス

- ・再編計画素案（見直し案）の策定以降、見直し対象路線については、地域住民や沿道地権者の合意形成が必要不可欠である。行政による説明責任を明確にし、さらに地域懇談会やワークショップ、住民勉強会等、行政と住民との協働作業を行った上で、必要な手続きを進めることとする。

(3) 見直しの考え方

長期間未着手の都市計画道路について、次の項目に該当する道路については、廃止を含めて計画の見直しを行うこととする。

機能を代替する道路がある場合

事業が現実的に不可能な場合（物理的、地形的制約）

計画決定時に想定していた土地利用状況・計画が変化した場合

地域の重要な資源であるまちなみや歴史的資源を喪失する場合

機能を代替する道路がある場合

- ・交通処理機能や空間機能を代替する道路（現道を含む）が既にある等、新たな都市計画道路を整備する必要性が低い場合は、廃止を含め見直す方向で位置づける。
- ・概成済については、現在の利用状況と拡幅の必要性を踏まえた上で、現道で機能が確保でき、新たな道路整備の必要性が低い場合、縮小、廃止等も含めて見直す方向で位置づける。
- ・補助幹線道路については、地区を面的にとらえ、複数の既存道路で機能を役割分担する等必ずしも画一的な都市計画道路整備を行わなくてもよい場合は、廃止を含めて見直す方向で位置づける。

事業が現実的に不可能な場合（物理的、地形的制約）

- ・必要な縦断勾配が確保できない等の物理的、地形的制約があり、阻害要因の除去が不可能な場合は、事業が現実的に困難であると位置づけ、廃止、あるいは線形や幅員の変更を含めて見直す方向で位置づける。

計画決定時に想定していた土地利用状況・計画が変化した場合

- ・土地区画整理事業や工業団地計画等の廃止等、当初想定していた土地利用計画等が変化し、これを支援する都市計画道路の必要性がなくなった場合、廃止等も含めて見直す方向で位置づける。

地域の重要な資源であるまちなみや歴史的資源を喪失する場合

- ・整備が必要であっても現決定のまま整備することによって、地域固有の町並みや歴史的資源、地域コミュニティを喪失すると考えられる場合は、幅員や線形の変更、廃止等も含めて見直す方向で位置づける。
- ・また、まちづくりの観点から地元より廃止要望がある場合は、これを重視する。

(4) 見直し評価における基本的視点

見直し対象路線については、次の視点で評価を行う。

- ネットワーク上重要であるか（都市の骨格形成・主要拠点アクセス）
- 交通処理機能として必要か（自動車交通・歩行者交通）
- 土地利用支援のため必要か（土地利用との整合・中心部の活性化等）
- 都市防災機能を備えているか（災害時の避難路や消防活動等）
- 計画内容での事業実現が可能か（物理的・地形的制約の回避・歴史・文化資源との整合性等）

ネットワーク上重要であるか（都市の骨格形成・主要拠点アクセス）

- ・広域圏の骨格を形成する規格の高い道路（高規格幹線道路・地域高規格道路）や都市形成の骨格となる放射・環状道路、都市圏間・市町村間の連携強化のための道路については、ネットワーク上必要性が特に高いと考えられるため、計画を継続すべき路線と位置づける。
- ・また、主要交通結節点や都市において重要な拠点へのアクセス路についても、必要性が特に高いと考えられるため、同様に計画を継続すべき路線と位置づける。

交通処理として必要か（自動車交通・歩行者交通）

- ・交通処理機能については、交通需要が計画策定時より変化していることが十分考えられる。また、都市計画道路以外の代替道路が整備されていることも考えられることから、都市の個別事情に配慮しながら、対象路線の実質的な必要性について定量的、定性的に判断する。

土地利用支援のため必要か（土地利用との整合・中心部の活性化等）

- ・土地利用計画の廃止・休止、都市の拡大が見込めない等、都市計画道路決定時に想定していた土地利用の状況が変化した場合は、これを支援する都市計画道路の必要性も低下していると考えられる。
- ・また、と同様、代替路線が十分機能している場合も考えられるため、対象路線の実質的な必要性について定量的、定性的に判断する。

都市防災機能を備えているか（災害時の避難路や消防活動等）

- ・災害時において、避難路や緊急活動のために必要不可欠な道路であるかを判断する。
- ・また、と同様、代替路線が十分機能している場合も考えられるため、対象路線の実質的な必要性について定量的、定性的に判断する。

計画内容での事業実現が可能か（物理的・地形的制約の回避・歴史・文化資源との整合性等）

- ・計画継続の必要性が認められた対象路線であっても、勾配が確保できない、歴史・文化資源やコミュニティを喪失するような場合は、線形の変更等で対応できるかを判断する。
- ・特に、歴史・文化資源が支障となる場合や市街地の空洞化を招くおそれがある場合は、まちづくりにおける総合的な観点から、整備を行うことが妥当であるかを検討する必要がある。